



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和7年4月1日火曜日 第597号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則..... (自然保護課) ... 241

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (子育て支援課) ... 243

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則..... (障がい福祉課) ... 251

愛媛県林業・木材産業改善資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則..... (林業政策課) ... 251

愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則..... (漁政課) ... 251

建築基準法施行細則の一部を改正する規則..... (建築住宅課) ... 252

愛媛県会計規則の一部を改正する規則..... (会計課) ... 253

## 告 示

私立学校振興助成法による監査報告書に係る監査の定め..... (私学文書課) ... 265

私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類..... ( " ) ... 265

指定納付受託者の指定 ( 2件 ) ..... (スマート行革推進課) ... 265

救急病院の協力申出 ( 2件 ) ..... (医療対策課) ... 265

地方自治法の規定に基づく公金事務の委託..... (障がい福祉課) ... 266

土地改良区一般社団法人への組織変更の認可 ( 4件 ) ..... (農地整備課) ... 266

地方自治法の規定に基づく公金事務の委託 ( 2件 ) ..... (林業政策課、漁政課) ... 266

コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲..... (水産課) ... 267

土地改良区連合の定款変更の認可..... (南予地方局農村整備課) ... 267

兼用工作物の管理の方法..... (南予地方局管理課) ... 267

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (南予地方局八幡浜支局環境保全課) ... 267

指定納付受託者の指定..... (美術館) ... 268

## 公 告

住民基本台帳ネットワークシステム県システム用代表端末等機器の借入れ..... (市町振興課) ... 269

## 教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則..... (教育総務課) ... 270

愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則..... (高校教育課) ... 272

## 教育委員会訓令

愛媛県立図書館処務規程等の一部を改正する訓令..... (教育総務課) ... 273

## 人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 274

## 公営企業管理規程

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程..... (公営企業管理局総務課) ... 275

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程..... ( " ) ... 280

## 雑 報

愛媛県内水面漁場管理委員会指示..... (水産課) ... 283

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第15号

愛媛県県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(愛媛県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県立自然公園条例施行規則(昭和34年愛媛県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p><b>第17条</b> 条例第21条第9項第5号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(29) 省略</p> <p>(30) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</p> <p>(31)～(33) 省略</p>	<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p><b>第17条</b> 条例第21条第9項第5号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(29) 省略</p> <p>(30) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条____の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者</p> <p>____が当該事業を営むために動力船を使用すること。</p> <p>(31)～(33) 省略</p>

(愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県自然環境保全条例施行規則(昭和49年愛媛県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p><b>第18条</b> 条例第21条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの</p> <p>ア～キ 省略</p> <p>ク 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</p> <p>ケ 省略</p> <p>(12)・(13) 省略</p>	<p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p><b>第18条</b> 条例第21条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの</p> <p>ア～キ 省略</p> <p>ク 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条____の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者</p> <p>____が当該事業を営むために動力船を使用すること。</p> <p>ケ 省略</p> <p>(12)・(13) 省略</p>

(愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則(平成20年愛媛県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定希少野生動植物保護区における許可を要しない行為)</p> <p><b>第13条</b> 条例第20条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 条例第20条第1項第9号に掲げる行為であつて、次に掲げるもの</p>	<p>(特定希少野生動植物保護区における許可を要しない行為)</p> <p><b>第13条</b> 条例第20条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 条例第20条第1項第9号に掲げる行為であつて、次に掲げるもの</p>

ア～ク 省略

ケ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

コ 省略

(9)・(10) 省略

ア～ク 省略

ケ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条\_\_\_\_\_の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者

\_\_\_\_\_が当該事業を営むために動力船を使用すること。

コ 省略

(9)・(10) 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号。以下「改正法」という。）附則第3条第2項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法（昭和24年法律第187号）第21条第1項の許可を受けた者とみなして第1条の規定による改正後の愛媛県立自然公園条例施行規則第17条第1項第30号の規定、第2条の規定による改正後の愛媛県自然環境保全条例施行規則第18条第1項第11号クの規定及び第3条の規定による改正後の愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則第13条第1項第8号ケの規定を適用する。
- 3 改正法附則第6条第5項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を改正法第3条の規定（改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の海上運送法第22条第1項の登録を受けた者とみなして第1条の規定による改正後の愛媛県立自然公園条例施行規則第17条第1項第30号の規定、第2条の規定による改正後の愛媛県自然環境保全条例施行規則第18条第1項第11号クの規定及び第3条の規定による改正後の愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則第13条第1項第8号ケの規定を適用する。

○愛媛県規則第16号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中村時広

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(措置費等の請求書)</p> <p><b>第45条</b> 次の各号に掲げる費用は、それぞれ当該各号に定める請求書により、当該月分について毎翌月の8日までに知事に請求しなければならない。ただし、医療費については、診療報酬請求明細書により毎翌月の10日までに知事に請求しなければならない。</p> <p>(1) 法第50条第6号の2に規定する費用、同条第7号に規定する費用（里親への委託に要する費用及び里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を除く。）及び同条第7号の3に規定する費用（児童自立生活援助事業所 型のうち里親の居宅での実施に要する費用を除く。） 児童福祉措置費請求書（様式第37号）</p> <p>(2) 法第50条第7号に規定する費用（里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用に限る。） 里親支援事業費請求書（様式第37号の2）</p> <p>2 前項第1号に規定する費用の概算額の交付を請求しようとするときは、児童福祉措置費請求書により、その月の8日までに知事に請求しなければならない。</p>	<p>(措置費等の請求書)</p> <p><b>第45条</b> 法第50条第6号の2及び同条第7号に規定する費用（里親への委託に要する費用を除く。）は児童福祉措置費請求書（様式第37号）により、当該月分についてその月の8日までに知事に請求しなければならない。ただし、医療費については、診療報酬請求明細書により毎翌月の10日までに知事に請求しなければならない。</p> <p>2 法第50条第7号に規定する費用のうち里親への委託に要する費用は、別に指示する請求書により、法第50条第8号に規定する一時保護の委託に要する費用は一時保護委託費支払請求書（様式第38号）により、毎翌月の8日までに所轄の児童相談所長に請求しなければならない。</p>

3 次の各号に掲げる費用は、それぞれ当該各号に定める請求書により、毎翌月の8日までに所轄の児童相談所長に請求しなければならない。

- (1) 法第50条第6号の4に規定する費用 指導委託費請求書（様式第37号の3）
- (2) 法第50条第7号に規定する費用（里親への委託に要する費用に限る。）及び同条第7号の3に規定する費用（児童自立生活援助事業所 型のうち里親の居宅での実施に要する費用に限る。） 別に指示する請求書
- (3) 法第50条第8号に規定する一時保護の委託に要する費用 一時保護委託費支払請求書（様式第38号）

様式第37号を次のように改める。

様式第37号（第45条関係） 児童福祉措置費請求書

第 号

年 月 日

愛媛県知事 様

施設名

設置者名 { 住所  
氏名

児童福祉措置費 年 月分（概算交付）請求書

児童福祉法（昭和22年法律第164号） { 第22条  
第23条  
第27条第1項第3号  
第33条の6第1項 } の規定により { 入所措置  
委託措置 }

された児童等に要する費用として（概算交付されたく）次のとおり請求します。

¥ \_\_\_\_\_

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 費用の内訳が分かる資料を添付すること。

様式第37号の次に次の2様式を加える。

様式第37号の2（第45条関係） 里親支援事業費請求書

第 号

年 月 日

愛媛県知事 様

施設名

設置者名 { 住所  
氏名

里親支援事業費 年 月分請求書

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項第2号トに掲げる里親支援事業に要する費用として次のとおり請求します。

¥ \_\_\_\_\_

支援対象とする登録里親世帯数（請求対象月初日現在）

	世帯
--	----

注1 費用の内訳が分かる資料を添付すること。

2 支援対象とする登録里親世帯名簿（請求対象月初日現在）を添付すること。

様式第37号の3 (第45条関係) 指導委託費請求書

第 号

年 月 日

児童相談所長 様

施設名

設置者名 { 住所  
氏名

指導委託費 年 月分請求書

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定する指導の委託に要する費用として次のとおり請求します。

¥ \_\_\_\_\_

内訳

区分	単価	員数	金額	備考
在宅指導委託				

注 指導委託対象児童名簿を添付すること。

様式第38号を次のように改める。

様式第38号（第45条関係） 一時保護委託費支払請求書

## 一時保護委託費支払請求書

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定により一時委託された児童の委託費として  
請求します。

年 月 日

住 所

氏 名

(児童相談所長) 様

金

ただし、一時保護委託費 年 月 日から 日分  
年 月 日まで

注 費用の内訳が分かる資料を添付すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前の児童福祉法施行細則様式第37号及び様式第38号の規定による請求書は、改正後の児童福祉法施行細則様式第37号及び様式第38号の規定による請求書とみなす。

○愛媛県規則第17号

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則

愛媛県立子ども療育センター使用規則（平成19年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第2（第54条関係）					別表第2（第54条関係）				
名 称	区 分	単 位	金 額	備 考	名 称	区 分	単 位	金 額	備 考
診 断 書 料	省略				診 断 書 料	省略			
	死亡診断書	1部	<u>3,960円</u>			死亡診断書	1部	<u>3,740円</u>	
	省略					省略			
省略					省略				

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県立子ども療育センター使用規則別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の診断書の交付の申請に係る手数料について適用し、同日前の診断書の交付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第18号

愛媛県林業・木材産業改善資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県林業・木材産業改善資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則

愛媛県林業・木材産業改善資金会計事務取扱規則（昭和51年愛媛県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（会計事務の委託） <b>第2条</b> 知事は、 <u>法第14条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項</u> の規定に基づき、林業・木材産業改善資金（規則第1条第1項の林業・木材産業改善資金をいう。以下同じ。）の貸付けの事業に係る会計事務の一部を愛媛県森林組合連合会及び愛媛県木材製材協同組合（以下「県森連等」という。）に委託するものとする。	（会計事務の委託） <b>第2条</b> 知事は、 <u>法第14条第1項並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項</u> の規定に基づき、林業・木材産業改善資金（規則第1条第1項の林業・木材産業改善資金をいう。以下同じ。）の貸付けの事業に係る会計事務の一部を愛媛県森林組合連合会及び愛媛県木材製材協同組合（以下「県森連等」という。）に委託するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第19号

愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中村時広

**愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則**

愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則（昭和54年愛媛県規則第83号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（会計事務の委託）</p> <p><b>第2条</b> 知事は、<u>法第14条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項</u>の規定に基づき、沿岸漁業改善資金（規則第1条第1項の沿岸漁業改善資金をいう。以下同じ。）の貸付けの事業に係る会計事務の一部を愛媛県信用漁業協同組合連合会（以下「県信漁連」という。）に委託するものとする。</p>	<p>（会計事務の委託）</p> <p><b>第2条</b> 知事は、<u>法第14条第1項並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項</u>の規定に基づき、沿岸漁業改善資金（規則第1条第1項の沿岸漁業改善資金をいう。以下同じ。）の貸付けの事業に係る会計事務の一部を愛媛県信用漁業協同組合連合会（以下「県信漁連」という。）に委託するものとする。</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第20号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

**建築基準法施行細則の一部を改正する規則**

建築基準法施行細則（昭和25年愛媛県規則第78号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（工事監理状況の報告）</p> <p><b>第8条</b> 法第6条第1項第2号 _____ に掲げる建築物 _____ _____ の工事監理者は、建築主事から当該建築物に関する工事監理の状況に関して報告を求められたときは、工事監理状況報告書（様式第5号）に建築主事が必要と認める図書を添えて報告しなければならない。</p> <p><u>2 確認に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第10条第1項の規定により同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物である場合における省令第4条第1項第6号の規定により特定行政庁が規則で定める書類は、当該建築物の建築の工事がその計画（同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準への適合性に係る部分に限る。）のとおり実施されたことを工事監理者が確認したことを証する書類とする。</u></p> <p><u>3 前項の書類の様式は、知事が別に定める。</u></p> <p>（公示）</p> <p><b>第15条</b> 知事は、次に掲げる場合には、愛媛県報に掲載してその旨を公示する。</p> <p>(1) <u>法第6条第1項第3号の規定による関係市町の意見を聞いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域を指定したとき。</u></p> <p>(1)の2～(2) 省略</p>	<p>（工事監理状況の報告）</p> <p><b>第8条</b> 法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物で、<u>3以上の階数を有し、又は、延べ面積が500平方メートルを超えるもの</u>の工事監理者は、建築主事から当該建築物に関する工事監理の状況に関して報告を求められたときは、工事監理状況報告書（様式第5号）に建築主事が必要と認める図書を添えて報告しなければならない。</p> <p>（公示）</p> <p><b>第15条</b> 知事は、次に掲げる場合には、愛媛県報に掲載してその旨を公示する。</p> <p>(1) <u>法第6条第1項第4号の規定による関係市町の意見を聞いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域を指定したとき。</u></p> <p>(1)の2～(2) 省略</p>

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。



する。ただし、資金前渡の方法により難しいときは、この限りでない。

( 給与等の支出負担行為の整理 )

**第78条** 支出負担行為担当者は、第39条の規定にかかわらず、給与等(非常勤の特別職の報酬を除く。次条、第102条第2項、第103条及び第112条第2項並びに別表第4において同じ。)の支出負担行為を整理するときは、給与支出負担行為書(様式第44号)を支出科目の目別に作成しなければならない。ただし、会計管理者が定める特別の理由があるときは、この限りでない。

2 支出負担行為担当者は、前項に規定する給与支出負担行為書及び非常勤の特別職の報酬

\_\_\_\_\_に係る支出負担行為決議書又は支出負担行為決議書兼支出命令書には、給与明細表(様式第46号)を添付しなければならない。

( 給与等の支出命令等 )

**第79条** 支出命令者は、第42条の規定にかかわらず、給与等の支出命令をするときは、給与支出決議書(様式第47号)によりしなければならない。ただし、会計管理者が定める特別の理由があるときは、この限りでない。

( 恩給の支出負担行為の整理 )

**第86条** 支出負担行為担当者は、恩給の支出負担行為を整理するときは、第39条第2項に規定する債権者内訳書に代えて恩給支出内訳書(様式第50号)を添付しなければならない。

( 更正 )

**第112条** 歳入徴収者又は支出命令者は、年度、会計又は科目の更正を必要とするときは、歳入の場合にあつては更正決議書(歳入)\_\_\_\_\_に、歳出の場合にあつては更正決議書(歳出)(様式第57号の2)に関係書類を添えて会計管理者又は室長に送付しなければならない。

2・3 省略

( 契約書の作成等 )

**第149条** 省略

2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、工事の請負契約以外の契約を締結する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

(1) 契約金額が、製造の請負契約にあつては400万円を、財産の買入れ契約にあつては300万円を、その他の契約にあつては200万円を超えないとき。

(2)~(5) 省略

3 省略

( 証拠書類の作成 )

**第188条** 省略

2 支出の原因となる契約その他の行為の相手方から徴する証拠書類(契約書及び委任状を除く。)については、次に掲げる要件の全てを満たすときは、前項(印鑑の使用及び押印等)に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当該証拠書類への押印を省略することができる。

(1) 当該証拠書類を作成する事務を担当する者(以下この項において「担当者」という。)及び当該事務の責任者の職及び氏名並びにこれらの者の連絡先を当該証拠書類等に記載していること。

(2) 省略

別表第5(第145条の2関係)

する。ただし、資金前渡の方法により難しいときは、この限りでない。

( 給与等の支出負担行為の整理 )

**第78条** 支出負担行為担当者は、第39条の規定にかかわらず、給与等(\_\_\_\_\_報酬を除く。次条、第102条第2項、第103条及び第112条第2項並びに別表第4において同じ。)の支出負担行為を整理するときは、給与支出負担行為書(様式第44号)を支出科目の目別に作成しなければならない。

2 支出負担行為担当者は、前項に規定する給与支出負担行為書及び報酬(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員のうち臨時補助員の報酬を除く。)に係る支出負担行為決議書又は支出負担行為決議書兼支出命令書には、給与明細表(様式第46号)を添付しなければならない。

( 給与等の支出命令等 )

**第79条** 支出命令者は、第42条の規定にかかわらず、給与等の支出命令をするときは、給与支出決議書(様式第47号)によりしなければならない。

( 恩給の支出負担行為の整理 )

**第86条** 支出負担行為担当者は、恩給の支出負担行為を整理するときは、第39条第2項に規定する内訳書にかえて\_\_\_\_\_恩給支出内訳書(様式第50号)を添付しなければならない。

( 更正 )

**第112条** 歳入徴収者又は支出命令者は、年度、会計又は科目の更正を必要とするときは、歳入の場合にあつては更正決議書(歳入)(様式第57号)に、歳出の場合にあつては更正決議書(歳出)(様式第57号の2)に関係書類を添えて会計管理者又は室長に送付しなければならない。

2・3 省略

( 契約書の作成等 )

**第149条** 省略

2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、工事の請負契約以外の契約を締結する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

(1) 契約金額が、製造の請負契約にあつては250万円を、財産の買入れ契約にあつては160万円を、その他の契約にあつては100万円を超えないとき。

(2)~(5) 省略

3 省略

( 証拠書類の作成 )

**第188条** 省略

2 支出の原因となる契約その他の行為の相手方から徴する証拠書類(契約書及び委任状を除く。)については、次に掲げる要件の全てを満たすときは、前項(印鑑の使用及び押印等)に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当該証拠書類への押印を省略することができる。

(1) 当該証拠書類を作成する事務を担当する者(以下この項において「担当者」という。)及び当該事務の責任者の職及び氏名並びにこれらの者の連絡先を当該証拠書類\_\_\_\_\_に記載していること。

(2) 省略

別表第5(第145条の2関係)

1	工事又は製造の請負	400万円
2	財産の買入れ	300万円
3	物件の借入れ	150万円
4	財産の売払い	100万円
5	物件の貸付け	50万円
6	前各号に掲げるもの以外のもの	200万円

別表第6（第146条関係）

1	財産の買入れ	300万円
2	物件の借入れ	150万円
3	財産の売払い	100万円
4	物件の貸付け	50万円
5	前各号に掲げるもの以外のもの（工事及び製造の請負を除く。）	200万円

様式第21号（第39条、第46条、第78条、第116条、第119条、第186条、別表第1、別表第2 \_\_\_\_\_ 関係） 支出負担行為決議書

省略

- 注 1 省略  
 2 内訳は、債権者内訳書又は科目内訳書に記入すること。

様式第21号の2（第39条、第42条、第43条、第46条、第48条、第73条、第78条、第119条、第186条、別表第1、別表第2関係） 支出負担行為決議書兼支出命令書

省略

- 注 1・2 省略  
 3 内訳は、債権者内訳書又は科目内訳書に記入すること。

様式第21号の3（第40条関係） 支出負担行為変更決議書

省略

- 注 1 省略  
 2 内訳は、債権者内訳書又は科目内訳書に記入すること。  
 3 省略

1	工事又は製造の請負	250万円
2	財産の買入れ	160万円
3	物件の借入れ	80万円
4	財産の売払い	50万円
5	物件の貸付け	30万円
6	前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

別表第6（第146条関係）

1	財産の買入れ	160万円
2	物件の借入れ	80万円
3	財産の売払い	50万円
4	物件の貸付け	30万円
5	前各号に掲げるもの以外のもの（工事及び製造の請負を除く。）	100万円

様式第21号（第39条、第46条、第78条、第116条、第119条、第186条、別表第1、別表第2、様式第50号関係） 支出負担行為決議書

省略

- 注 1 省略  
 2 債権者が複数の場合は、内訳は、別紙に記入すること。

別紙

債権者内訳書				
内訳番号	債権者等			支出負担行為額
頁	年度	執行機関	決議番号	合計

様式第21号の2（第39条、第42条、第43条、第46条、第48条、第73条、第78条、第119条、第186条、別表第1、別表第2関係） 支出負担行為決議書兼支出命令書

省略

- 注 1・2 省略

様式第21号の3（第40条関係） 支出負担行為変更決議書

省略

- 注 1 省略  
 2 債権者が複数の場合は、内訳は、別紙に記入すること。  
 3 省略

別紙

債権者内訳書		
内訳番号	債権者等	支出負担行為変更額

頁	年度	執行機関	決議番号		
				合計	

様式第22号（第42条、第43条、第45条、第47条、第48条、第57条、第73条、第88条、第116条、第119条、第186条、様式第20号、様式第42号（                    関係）支出命令書

省略

- 注 1 省略
- 2 内訳は、債権者内訳書又は科目内訳書に記入すること。
- 3 省略

様式第23号（第39条、第43条、第86条、第87条、様式第21号 様式第22号関係）債権者内訳書

省略

注 右欄には金額について記載すること。

様式第57号（第32条、第112条、別表第4関係）更正決議書（歳入）

省略

- 注 省略
- 別紙 省略

様式第22号（第42条、第43条、第45条、第47条、第48条、第57条、第73条、第88条、第116条、第119条、第186条、様式第20号、様式第42号、様式第50号関係）支出命令書

省略

- 注 1 省略
- 2 債権者が複数の場合は、内訳は、別紙に記入すること。
- 3 省略

様式第23号（第43条、第87条  
                    関係）債権者内訳書

省略

様式第57号（                    第112条、別表第4関係）更正決議書（歳入）

省略

- 注 省略
- 別紙 省略

**第2条** 愛媛県会計規則の一部を次のように改正する。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第17条 第20条、第22条、第28条 第30条、第202条、第225条、別表第4関係） 納入通知書

様式第7号（その1）

（表）

※この納入通知書は県内の金融機関等でお支払いできます。  
 詳細については、裏面をご覧ください。  
 ※本票は、直接機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

愛媛県財務

愛媛県収納済通知書

通常払込料金  
加入者負担

加入者名	愛媛県会計管理者		金額			
納付番号			確認番号			
帳票区分	納期限	納付目的				

3 3

納入者氏名 (住所等非表示払込書)	様		領収日付印
発行機関			愛媛県控え

□ 切り取らないでお出しくたさい。

通常払込料金  
加入者負担

愛媛県払込金受領証

加入者名	愛媛県会計管理者	
納付番号		
金額		
納入者氏名 (住所等非表示払込書)	様	
発行機関		
納期限		
納付目的		
領収日付印		
金融機関控え		

愛媛県納入通知書兼領収証書

加入者名	愛媛県会計管理者	
納付番号		
金額	納期限	
納入者	様	
発行機関		
納付目的		
領収日付印		
取入印紙不要（納付者控）		

- 注1 用紙寸法は、愛媛県収納済通知書においては縦114.5ミリメートル、横125ミリメートルとし、愛媛県払込金受領証においては縦114.5ミリメートル、横55.2ミリメートルとし、愛媛県納入通知書兼領収証書又は愛媛県納付書兼領収証書においては縦114.5ミリメートル、横116.8ミリメートルとすること。
- 2 再発行の場合は、愛媛県納入通知書兼領収証書欄の上部余白に「 年 月 日 再発行」と、その他の欄の上部余白に「再発行」と朱書すること。
- 3 調定の増額による場合は、愛媛県納入通知書兼領収証書又は愛媛県納付書兼領収証書の上部余白に「更正増額」と朱書すること。
- 4 納入場所は、「 銀行 店、会計管理者等」の例により記入すること。
- 5 延滞金を徴収することになっている収入についてはその徴収する場合及び根拠条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第1項に掲げる分担金等であるときは行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項に規定する事項を余白部分に記入すること。
- 6 歳入歳出外現金等の受入れに使用する場合は、帳票区分の欄に歳入歳出外現金等の区分を記入すること。

(裏)

(納付の場所)

○指定金融機関

伊予銀行

○指定代理金融機関

愛媛銀行

愛媛県信用農業協同組合連合会（指定代理金融機関の業務代理を行う農業協同組合へ  
払い込むことができます。）

○収納代理金融機関

・全国の店舗で納付できる金融機関

みずほ銀行 三井住友銀行

・愛媛県内の店舗で納付できる金融機関

愛媛信用金庫 宇和島信用金庫 東予信用金庫 川之江信用金庫 四国労働金庫

愛媛県信用漁業協同組合連合会 中国銀行 広島銀行 山口銀行 阿波銀行

百十四銀行 四国銀行 徳島大正銀行 香川銀行 高知銀行

観音寺信用金庫

(ご注意)

・指定納付期限を過ぎた納付書では納付できない場合があります。

・金融機関の統廃合により名称等が変更される場合があります。

・領収者控え、払込みの証明となるため、受領後、大切に保管してください。

(お問い合わせ先)

〒790-8570

愛媛県松山市一番町4-4-2 愛媛県庁

電話 089(941)2111(代表)

受付時間 平日(開庁日)午前8時30分から午後5時15分まで

※土日祝日 年末年始はお休みとなります。

※担当課へお繋ぎします。

様式第7号(その2)

納入通知書			領 収 書			注 意 事 項	
第 号	納入義務者		4 月 分	5 月 分	6 月 分		<p>1 このつづりは、亡失又は損傷しないように保存してください。</p> <p>もしも、亡失又は損傷したときは、 に申し出て再発行を受けてください。</p> <p>2 このつづりは、切り離さないで現金を添えて指定の納入場所へ納入期限までに納付し、領収書欄に領収印を受けてください。</p>
年度	会計	(款)					
金 額	¥		7 月 分	8 月 分	9 月 分		
納入の理由							
納入場所			10 月 分	11 月 分	12 月 分		
上記のとおり 日までに納入してください。 年 月 日			1 月 分	2 月 分	3 月 分		
歳入徴収者 職氏名 印							

- 注1 授業料、寄宿舍使用料等の定期的かつ継続的なものに使用すること。  
 2 様式の内容は、収入の種別に従い適宜変更すること。  
 3 使用件数が少ないところは、(その1)の様式を使用することができる。

様式第7号(その3)

納 入 通 知 書				領 収 書	注意事項 1 この納入袋は、亡失又は損傷しないように保存してください。 もしも、亡失又は損傷したときは、申し出て再発行を受けてください。
第 号	納入義務者		様		
年度	一般会計	(款) 使用料及び手数料			
前 期 分	金 額	¥		前 期 分	2 この納入袋に現金を入れて指定の納入場所へ納入期限までに納付し、領収書欄に領収印を受けてください。
	納入の理由 年度定時制(単位制)高等学校授業料 前期分( 年 月～ 年 月) 納入場所 愛媛県立 高等学校 上記金額を 年 月 日までに納入してください。 年 月 日 歳入徴収者 愛媛県立 高等学校長 印				
	納入の理由 年度定時制(単位制)高等学校授業料 後期分( 年 月～ 年 月) 納入場所 愛媛県立 高等学校 上記金額を 年 月 日までに納入してください。 年 月 日 歳入徴収者 愛媛県立 高等学校長 印				
後 期 分	金 額	¥		後 期 分	

- 注1 この様式は、納入袋の表に印刷して使用すること。  
 2 高等学校の単位制による定時制の課程の授業料に使用すること。

様式第11号(その1)中「予算主管課」を「予算計上課」に改める。

様式第18号を次のように改める。

**様式第18号 削除**

様式第23号の次に次の1様式を加える。

様式第23号の2（第39条、第43条、様式第21号 様式第22号関係） 科目内訳書

科目内訳書

内訳 番号	科 目 等				
頁	年度	執行機関	決議番号	合計	

注 右欄には金額について記載すること。

様式第44号中 「

予算主管 課コード	予算主管課
--------------	-------

」 を 「

予算計上 課コード	予算計上課
--------------	-------

」 に改める。

様式第46号（その2）及び同様式（その3）中「予算主管課コード」を「予算計上課コード」に改める。

様式第47号中 「

予算主管 課コード	予算主管課
--------------	-------

」 を 「

予算計上 課コード	予算計上課
--------------	-------

」 に改める。

様式第50号を次のように改める。

恩 給 支 出 内 訳 書

年度 期分

No. \_\_\_\_\_

課（室）分

証書番号	氏名	支給額	減税額 所得税額	差引支給額	金融機関名	口座番号	摘要

令和7年4月1日

愛 媛 県 報

第597号

様式第57号の3、様式第90号及び様式第95号中「予算主管課」を「予算計上課」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にある改正前の愛媛県会計規則様式第11号（その1）、様式第90号及び様式第95条の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第253号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第2項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同項の規定により計算書類及びその附属明細書について受ける公認会計士又は監査法人の監査について、次のとおり定め、令和7年度の計算書類及びその附属明細書から適用する。

私立学校振興助成法による監査報告書に係る監査事項の指定（平成28年3月愛媛県告示第366号）は、令和6年度の監査報告書を限りとして廃止する。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類及びその附属明細書が作成されているかどうかについて監査を受けること。

○愛媛県告示第254号

私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号）第2条第4号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人に係る同号に規定する所轄庁が定める書類を次のとおり定め、令和7年度に係る書類の提出から適用する。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に規定する所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。

○愛媛県告示第255号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地4	・愛媛県美術館管理規則（令和2年3月27日規則第17号）に規定する使用料 ・愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年7月15日条例第26号）及び愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則（昭和30年7月15日規則第42号）に規定する使用料	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	令和7年3月31日

○愛媛県告示第256号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
S B ペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	電子申請システムを利用した行政手続に係る手数料等	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	令和7年3月31日

○愛媛県告示第257号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
平成脳神経外科病院	松山市北井門2丁目7番28号	医療法人松山平成会	令和10年3月31日まで

○愛媛県告示第258号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）

第1条第1項の規定による救急病院である。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
公立学校共済組合四国中央病院	四国中央市川之江町2233番地	公立学校共済組合	令和10年3月25日まで

○愛媛県告示第259号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指 定 日	委託をした日	委 託 期 間
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	愛媛県松山市道後町二丁目12番11号	愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金収納事務	令和7年3月12日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

○愛媛県告示第260号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第76条の5第1項の規定により、松山市西石井土地改良区から認可申請のあった一般社団法人への組織変更を令和7年3月28日認可した。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第76条の5第1項の規定により、松山市南吉田町土地改良区から認可申請のあった一般社団法人への組織変更を令和7年3月28日認可した。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第261号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第76条の5第1項の規定により、松山市居相土地改良区から認可申請のあった一般社団法人への組織変更を令和7年3月28日認可した。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第76条の5第1項の規定により、松山市高岡土地改良区から認可申請のあった一般社団法人への組織変更を令和7年3月28日認可した。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第264号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指 定 日	委託をした日	委 託 期 間
愛媛県森林組合連合会	愛媛県松山市三番町四丁目4番地1	林業・木材産業改善資金貸付金に係る公金の収納事務	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
愛媛県木材製材協同組合	愛媛県松山市三番町四丁目4番地1	林業・木材産業改善資金貸付金に係る公金の収納事務	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

○愛媛県告示第265号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指 定 日	委託をした日	委 託 期 間
愛媛県信用漁業協同組合連合会	愛媛県松山市二番町四丁目6番地2	沿岸漁業改善資金貸付金に係る公金の収納及び支払の事務	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(ただし、県又は愛媛県信用漁業協同組合連合会から期間満了前3箇月までに解約の申し出がないときは、この期間を更新したものとみなし、さらに次の1年間存続するものとする。以後においても同様とする。)

○愛媛県告示第266号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第27号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を次のとおり定める。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中村時広

- 1 四国中央市の藤谷池及び二級河川川茂川水系川茂川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 2 二級河川渦井川水系渦井川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面
- 3 御舟川雨水幹線、観音水雨水幹線及び新川雨水幹線並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 4 西条市北条1407番1地先の遊水池並びに二級河川崩口川水系崩口川及び二級河川一ツ橋川水系一ツ橋川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 5 二級河川大曲川水系大曲川及び二級河川新川水系新川の本支流

並びにこれらと接続して一体を成す内水面

- 6 鹿野川ダムから下流の一級河川肱川水系肱川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面
- 7 愛媛県と高知県の県境から上流の一級河川渡川水系広見川、目黒川及び家地川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 8 二級河川来村川水系来村川及び二級河川神田川水系神田川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 9 宇和島市の二級河川本谷川水系本谷川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面

○愛媛県告示第267号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、南予用水土地改良区連合の定款の変更を認可した。

令和7年4月1日

愛媛県南予地方局長 大崎 陳 洋

○愛媛県告示第268号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、護岸と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和7年4月1日

愛媛県南予地方局長 大崎 陳 洋

- 1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川立間川水系立間川	立間川右岸護岸	宇和島市吉田町立間尻字犬尾城下甲1989番地先から同字犬尾城下甲2006番2地先まで	道路管理者 宇和島市長 岡原 文彰

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に赤色で着色したものをいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持または修繕
- (2) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

令和7年3月25日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第269号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所、西予市役所及び愛媛県のホームページ(<https://www.pref.ehime.jp/site/setohou-juurann/105575.html>)において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和7年4月1日

愛媛県八幡浜保健所長 竹内 豊

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
株式会社アール・シー・フードバック  
愛媛県西予市宇和町卯之町2丁目575番地  
代表取締役 藤田 宣邦
- 2 事業場の名称及び所在地  
株式会社アール・シー・フードバック  
愛媛県西予市宇和町卯之町2丁目575番地
- 3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第2号 畜産食料品製造業の用に供する施設 八 湯煮施設	
特定施設の能力	100kg / 回	
設置年月	平成25年6月	
特定施設の使用時間間隔	午前7時～午後5時	
特定施設の1日当たりの使用時間	4時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8～8.6 最大 5.0～9.0
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 270 最大 340
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 270 最大 340
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 270
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 67
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3.7 最大 7.3
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 2 最大 4	

4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10

化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	10
	最大	30
	通常	1
	最大	5
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	15
	最大	30
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	2
	最大	5
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	200
	最大	680

No.4 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 80
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 100
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 50
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 100
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8 最大 16
	大腸菌群数（単位 1立方センチメートルにつき個）	通常 0 最大 3,000未満
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 5 最大 20

備考 No.5、No.6は雨水排水口

○愛媛県告示第270号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中村時広

名称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
株式会社リクルート	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	愛媛県美術館使用料条例（平成10年6月25日条例第26号）に規定する特別の企画による展示に係る観覧料及び愛媛県美術館管理規則（令和2年3月27日規則第17号）に規定する常設展観覧料	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	令和7年4月1日

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

住民基本台帳ネットワークシステム県システム用代表端末等  
機器の借入れ

## (2) 借入物品名及び数量

住民基本台帳ネットワークシステム県システム用代表端末等  
機器一式

## (3) 借入物品の内容等

仕様書による。

## (4) 借入期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

## (5) 借入場所

仕様書による。

## (6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5～7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

## (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制並びに個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制が整備されていることを証明した者であること。

## (4) 過去に地方公共団体情報システム機構、都道府県又は市町村に係る住民基本台帳ネットワークシステムの構成機器を納入し、同システムの環境の構築及び保守を行った実績がある者であること。

## 3 入札書の提出場所等

## (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県総務部行財政推進局市町振興課行政係  
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号 089 912 2211

## (2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出するか、又は令和7年5月26日（月）午前10時00分まで（必着）に(1)に掲げる場所に郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法

律（平成14年法律第99条）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。

## (3) 入札説明書の交付方法

ア (1)に掲げる場所で交付する。

## イ 交付期間

公告の日から令和7年5月9日（金）まで。ただし、執務時間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に限る。

## (4) 開札の日時及び場所

令和7年5月26日（月）午後1時30分  
愛媛県庁本館2階総務部・県民環境部会議室

## 4 その他

## (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## ア 申請書の受領期限

令和7年5月14日（水）午後5時15分までに、3の(1)に掲げる場所へ持参して提出、又は郵送すること。

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 落札者の決定方法

この公告に示した内容を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

## (1) Nature and quantity of the product to be leased: Basic Resident Registration Network communication equipment: 1 Set

## (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 26 May 2025

(tenders submitted by mail: 10:00 a.m., 26 May 2025)

## (3) For further information, please contact: Administrative Affairs Section, Municipality Division, Administrative and Financial Promotion subdepartment, General Affairs Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2211

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第5号

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県教育委員会

教育長 高 岡 哲 也

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>(組織)</p> <p><b>第2条</b> 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 35%;">課</th> <th style="width: 50%;">係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">指導部</td> <td>義務教育課</td> <td>免許学事係 教職員係</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 教育総務課に<u>施設厚生室</u>を置き、同室に健康支援係及び厚生事業係を置く。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(各課及び室の所掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課（第17号から第26号まで及び第30号の事務にあっては、<u>施設厚生室</u>の所掌とする。）</p> <p>(1)～(16) 省略</p> <p><u>(17) 教育財産の管理に関すること（他の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>(18) 県立学校の校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。</u></p> <p><u>(19) 水産実習船の運営に関すること（他の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>(20) 市町立学校の施設整備の助成に関すること（他の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(21) 省略</p> <p>(22) 省略</p> <p>(23) 省略</p> <p>(24) 省略</p> <p>(25) 省略</p> <p>(26) 省略</p> <p>(27) 省略</p> <p>(28) 省略</p> <p>(29) 省略</p> <p>(30) 省略</p> <p>(31) 省略</p> <p>(32) 省略</p> <p>(33) 省略</p> <p>(34) 省略</p> <p>省略</p>	部	課	係	省略			指導部	義務教育課	免許学事係 教職員係	省略		<p>(組織)</p> <p><b>第2条</b> 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 35%;">課</th> <th style="width: 50%;">係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">指導部</td> <td>義務教育課</td> <td>免許学事係 教職員係 <u>学校施設係</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 教育総務課に<u>教職員厚生室</u>を置き、同室に健康支援係及び厚生事業係を置く。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(各課及び室の所掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課（第17号から第22号まで及び第26号の事務にあっては、<u>教職員厚生室</u>の所掌とする。）</p> <p>(1)～(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>(20) 省略</p> <p>(21) 省略</p> <p>(22) 省略</p> <p>(23) 省略</p> <p>(24) 省略</p> <p>(25) 省略</p> <p>(26) 省略</p> <p>(27) 省略</p> <p>(28) 省略</p> <p>(29) 省略</p> <p>(30) 省略</p> <p>省略</p>	部	課	係	省略			指導部	義務教育課	免許学事係 教職員係 <u>学校施設係</u>	省略	
部	課	係																					
省略																							
指導部	義務教育課	免許学事係 教職員係																					
	省略																						
部	課	係																					
省略																							
指導部	義務教育課	免許学事係 教職員係 <u>学校施設係</u>																					
	省略																						

義務教育課

(1)～(10) 省略

(11) 省略

(12) 地教行法第27条の5の規定による求めに対する助言及び援助に関すること（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程における第9号に規定する教育課程、学習指導その他の指導並びに第11号の事務に関すること（他の主管に属するものを除く。）に限る。）。

高校教育課

(1) 県立学校の予算に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 県立学校（特別支援学校を除く。次号及び第11号から第13号までにおいて同じ。）の通学区域の設定又は変更に関すること。

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 地教行法第27条の5の規定による求めに対する助言及び援助に関すること（高等学校及び中等教育学校の後期課程における第12号に規定する教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること（他の主管に属するものを除く。）に限る。）。

(17) 省略

省略

（職）

第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。

(1)～(12) 省略

(13) 政策マネジメント推進幹

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

義務教育課

(1)～(10) 省略

(11) 市町立学校の施設整備の助成に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(12) 省略

(13) 地教行法第27条の5の規定による求めに対する助言及び援助に関すること（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程における第9号に規定する教育課程、学習指導その他の指導並びに第12号の事務に関すること（他の主管に属するものを除く。）に限る。）。

高校教育課

(1) 県立学校の予算に関すること \_\_\_\_\_。

(2) 教育財産の管理に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 県立学校の校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

(7) 県立学校（特別支援学校を除く。次号及び第13号から第15号までにおいて同じ。）の通学区域の設定又は変更に関すること。

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 水産実習船の運営に関すること。

(18) 省略

(19) 地教行法第27条の5の規定による求めに対する助言及び援助に関すること（高等学校及び中等教育学校の後期課程における第14号に規定する教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること（他の主管に属するものを除く。）に限る。）。

(20) 省略

省略

（職）

第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。

(1)～(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

- 23 省略
- 24 省略
- 25 省略
- 26 省略
- 27 省略
- 28 省略
- 29 省略
- 30 省略
- 31 省略
- 32 省略
- 33 省略
- 34 省略
- 35 省略

2 前項第1号から第30号までの職は事務局職員、同項第31号から第35号までの職はその他の職員をもって充てる。

(課又は室に置く職員)

**第9条** 課に課長、課長補佐(教育総務課に限る。)、政策マネジメント推進幹(教育総務課に限る。)及び主幹を、室に室長及び主幹を、係に係長を置く。

2～4 省略

5 政策マネジメント推進幹は、上司の命を受け、政策立案、政策調整、政策評価、予算編成等に関する事務を調整し、整理するとともに、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

6 省略

7 省略

- 22 省略
- 23 省略
- 24 省略
- 25 省略
- 26 省略
- 27 省略
- 28 省略
- 29 省略
- 30 省略
- 31 省略
- 32 省略
- 33 省略
- 34 省略

2 前項第1号から第29号までの職は事務局職員、同項第30号から第34号までの職はその他の職員をもって充てる。

(課又は室に置く職員)

**第9条** 課に課長、課長補佐(教育総務課に限る。) \_\_\_\_\_ 及び主幹を、室に室長及び主幹を、係に係長を置く。

2～4 省略

5 省略

6 省略

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**○愛媛県教育委員会規則第6号**

愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県教育委員会

教育長 高岡 哲也

**愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則**

愛媛県県立学校教職員設置規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表(第1条の2関係)	別表(第1条の2関係)
1～6 省略	1～6 省略
7 省略	7 宇和高等学校三瓶分校
8 省略	8 省略
9 省略	9 省略
10 省略	10 省略
11 省略	11 省略
12 省略	12 省略

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局  
教 育 機 関

愛媛県立図書館処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県教育委員会  
教育長 高 岡 哲 也

愛媛県立図書館処務規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県立図書館処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県立図書館処務規程(昭和33年愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職務) 第1条 省略 2～4 省略 5 副主幹、専門幹、教育専門員、専門員、係長、担当係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第10条第5項、第6項、第10項及び第11項、 <u>第9条第7項</u> 並びに第10条第13項から第15項までに規定する職務に従事する。 6～8 省略	(職務) 第1条 省略 2～4 省略 5 副主幹、専門幹、教育専門員、専門員、係長、担当係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第10条第5項、第6項、第10項及び第11項、 <u>第9条第6項</u> 並びに第10条第13項から第15項までに規定する職務に従事する。 6～8 省略

(愛媛県総合教育センター処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県総合教育センター処務規程(昭和41年愛媛県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職務) 第2条 省略 2～10 省略 11 係長、担当係長及び主任は、それぞれ組織規則 <u>第9条第7項</u> 並びに第10条第13項及び第14項に規定する職務に従事する。 12・13 省略	(職務) 第2条 省略 2～10 省略 11 係長、担当係長及び主任は、それぞれ組織規則 <u>第9条第6項</u> 並びに第10条第13項及び第14項に規定する職務に従事する。 12・13 省略

(愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部改正)

第3条 愛媛県教職員安全衛生管理規程(平成21年愛媛県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(主任安全衛生管理者) 第5条 省略 2 主任安全衛生管理者は、 <u>管理部教育総務課施設厚生室長</u> の職にある者をもって充てる。 (教育委員会安全衛生委員会) 第13条 省略 2～7 省略 8 教育委員会安全衛生委員会の庶務は、 <u>管理部教育総務課施設厚生室</u> において処理する。	(主任安全衛生管理者) 第5条 省略 2 主任安全衛生管理者は、 <u>管理部教育総務課教職員厚生室長</u> の職にある者をもって充てる。 (教育委員会安全衛生委員会) 第13条 省略 2～7 省略 8 教育委員会安全衛生委員会の庶務は、 <u>管理部教育総務課教職員厚生室</u> において処理する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則6-225

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則6-5）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p><b>別表第7（第6条関係）</b></p> <p style="text-align: center;">選考により採用する職</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 法令により次に掲げる資格を必要とする職</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 学芸員、海技士、小型船舶操縦士、無線通信士、航空整備士、職業訓練指導員、一級建築士、<u>社会福祉士、技術士（建設部門）及び一級土木施工管理技士</u></p> <p>2 省略</p> </div> <p><b>別表第9（第22条関係）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>選考により採用しようとする根拠規定又は選考による理由</u></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発令予定 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">任用予定期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 ～ 年 月 日</td> </tr> </table> </div> <p>注1・2 省略</p> <p>3 <u>任用予定期間の欄は、任期を定めた採用に係る選考の請求をする場合に記入すること。</u></p>	<u>選考により採用しようとする根拠規定又は選考による理由</u>				発令予定 年 月 日	年 月 日	任用予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	<p><b>別表第7（第6条関係）</b></p> <p style="text-align: center;">選考により採用する職</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 法令により次に掲げる資格を必要とする職</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 学芸員、海技士、小型船舶操縦士、無線通信士、航空整備士、職業訓練指導員、一級建築士及び社会福祉士</p> <p>2 省略</p> </div> <p><b>別表第9（第22条関係）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>選考により採用しようとする根拠規定又は選考による理由</u></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">発令予定 年 月 日</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> </div> <p>注1・2 省略</p>	<u>選考により採用しようとする根拠規定又は選考による理由</u>		発令予定 年 月 日	年 月 日
<u>選考により採用しようとする根拠規定又は選考による理由</u>													
発令予定 年 月 日	年 月 日	任用予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日										
<u>選考により採用しようとする根拠規定又は選考による理由</u>		発令予定 年 月 日	年 月 日										

附 則

この規則は、公布の日から施行する。





に勤務時間等に関する条例第8条の2において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)の養育又は要介護者(負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、2親等以内の親族又は配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の父母の配偶者をいう。以下同じ。)の介護をする職員

(2) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員

8 前項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 第2項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間(単位期間が1週間である場合にあつては、単位期間)ごとにつき1日を限度とすること。

(2) 勤務時間は、1日につき4時間以上かつ12時間以下とすること。ただし、第11条第1項に規定する休日その他管理者が定める日については、7時間45分とすること。

(3) 月曜日から金曜日までの午前10時から午後2時までの時間帯において、休憩時間を除き、所属長があらかじめ定める連続する3時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

(4) 始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。

9 第5項の規定は、第7項の規定に基づき勤務時間を割り振つた場合について準用する。この場合において、第5項中「第3項」とあるのは、「第7項」と読み替えるものとする。

10 前2項に定めるもののほか、第7項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りについては、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第5項の規定の適用を受ける職員の例による。

7 所属長は、第2項\_\_\_\_\_の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同項又は第3項\_\_\_\_\_の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち、当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

8 前項の規定は、職員に第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「を週休日」とあるのは、「を勤務時間を割り振らない日」と読み替えるものとする。

9 第7項の規定に基づく週休日の振替、前項において読み替えて準用する第7項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の振替又は同項の規定に基づく4時間の勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等\_\_\_\_\_」という。)を行う場合には、

11 所属長は、第2項又は第7項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第2項、第3項又は第7項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち、当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

12 前項\_\_\_\_\_の規定に基づく週休日の振替(以下「週休日の振替」という。)  
又は同項の規定に基づく4時間の勤務時間の割振り変更(以下「4時間の勤務時間の割振り変更」という。)を行う場合には、

週休日の振替等\_\_\_\_\_を行つた後において、週休日又は勤務時間を割り振らない日（第3項及び前項において読み替えて準用する第7項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、第2項、第3項又は第7項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）が引き続き24日を越えないようにしなければならない。

10 所属長は、週休日の振替等\_\_\_\_\_を行つた場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

#### 11 省略

（正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第5条の2 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間（第4条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）外の勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

#### 2・3 省略

4 前3項（第2項各号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親（職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第12条第2項において親に含まれるものとされる者を含む。）であるものが、次の各号のいずれにも該当しない場合における当該職員に限る。）」とあるのは「要介護者のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と、「をいう。以下同じ。」とあるのは「をいう。」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

（休憩時間）

第8条 休憩時間は、午後零時から午後1時までとする。ただし、第4条第2項ただし書に規定する職員、同条第3項\_\_\_\_\_の規定により勤務時間を割り振られた職員及び同条第11項の規定により勤務時間の割振りを変更された職員の休憩時間については、別に定めるところによる。

（休日等の勤務）

第12条 週休日、勤務時間を割り振らない日、休日又は代休日に業務のため臨時に勤務させる必要がある場合においては、労働基準法の規定の範囲内で勤務させることができる。

（時間外勤務代休時間）

第12条の3 所属長は、愛媛県企業職員の給与に関する規程第9条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「例による一般職給与条例」という。）第14条第4項の規定により算定した時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」と

週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行つた後において、週休日\_\_\_\_\_が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、第2項、第3項、第7項又は前項\_\_\_\_\_の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）が引き続き24日を越えないようにしなければならない。

13 所属長は、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行つた場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

#### 14 省略

（正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第5条の2 所属長は、3歳に満たない\_\_\_\_\_子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間（第4条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）外の勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

#### 2・3 省略

4 前3項（第2項各号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない\_\_\_\_\_子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親（職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第12条第2項において親に含まれるものとされる者を含む。）であるものが、次の各号のいずれにも該当しない場合における当該職員に限る。）」とあるのは「要介護者のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と、「をいう。以下同じ。」とあるのは「をいう。」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

（休憩時間）

第8条 休憩時間は、午後零時から午後1時までとする。ただし、第4条第2項ただし書に規定する職員、同条第3項又は第7項の規定により勤務時間を割り振られた職員及び同条第14項の規定により勤務時間の割振りを変更された職員の休憩時間については、別に定めるところによる。

（休日等の勤務）

第12条 週休日\_\_\_\_\_、休日又は代休日に業務のため臨時に勤務させる必要がある場合においては、労働基準法の規定の範囲内で勤務させることができる。

（時間外勤務代休時間）

第12条の3 所属長は、愛媛県企業職員の給与に関する規程第9条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「例による一般職給与条例」という。）第14条第4項の規定により算定した時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」と

いう。)として、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務(週休日又は勤務時間を割り振らない日における勤務のうち管理者が定める勤務を除く。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)第10条第2項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えて勤務した全時間に係る月(以下「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間内にある勤務日等(休日及び代休日を除く。第3項及び第5項において同じ。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2～7 省略

第14条 省略

(要介護者の介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第14条の2 所属長は、職員が当該所属長に対し、要介護者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告又は請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 所属長は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(仕事と介護との両立のための勤務環境の整備に関する措置)

第14条の3 管理者は、介護両立支援制度等に係る申告又は請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第14条の4 省略

いう。)として、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務(週休日\_\_\_\_\_における勤務のうち管理者が定める勤務を除く。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)第10条第2項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えて勤務した全時間に係る月(以下「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間内にある勤務日等(休日及び代休日を除く。第3項及び第5項において同じ。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2～7 省略

第14条 省略

第14条の2 省略

附 則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤務時間)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 就業規程第4条第7項、第9項及び第10項の規定は、前項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。</p> <p>4 省略</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 就業規程第4条第11項から第13項まで_____の規定は、前項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。</p> <p>4 省略</p>

○愛媛県公営企業管理規程第6号

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和7年4月1日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（誤払金等の<u>戻入れ</u>____<u>手続</u>）</p> <p><b>第58条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 所属長は、第1項の規定による<u>戻入れ</u>____の決定をしたときは、直ちに<u>納入通知書</u>____を納入義務者に送付して納入の通知をしなければならない。</p> <p>（直接払）</p> <p><b>第59条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 企業出納員は、前項の規定により出納取扱金融機関に現金の支払をさせたときは、その日に、支払をさせた合計金額の<u>支払依頼書</u>____（様式第49号の2）を作成し、当該出納取扱金融機関に送付しなければならない。</p> <p>（隔地払）</p> <p><b>第61条</b> 企業出納員は、隔地払をするときは、隔地払通知書（様式第50号）、隔地払案内書（様式第50号の2）及び送金通知書（様式第50号の3）に<u>支払依頼書</u>____を添えて出納取扱金融機関に送付しなければならない。この場合において、支払場所が出納取扱金融機関以外の金融機関であるときは、出納取扱金融機関をして送金小切手により送金させるものとする。</p> <p>（口座振替による支払）</p> <p><b>第63条</b> 企業出納員は、口座振替の方法による支払をするときは、口座振替支払通知書（様式第52号）に<u>支払依頼書</u>____を添えて出納取扱金融機関に送付しなければならない。</p> <p>（法定控除金等の支払）</p> <p><b>第65条</b> 企業出納員は、法定控除金、後納郵便料、水道料、電話料等の支払をするときは、____<u>払込書</u>等を____<u>出納取扱金融機関</u>に送付しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>（給与等の支払資金の口座振替）</p> <p><b>第70条の2</b> 企業出納員は、給与資金前渡担任者に給与等の支払資金を口座振替するときは、第63条の規定にかかわらず、同条に規定する<u>支払依頼書</u>____を送付すれば足りる。</p> <p>（公金振替書の交付等）</p> <p><b>第71条の11</b> 省略</p> <p>2 企業出納員は、前項の規定により、会計相互間において公金振替をしたときは、その日に、合計金額の<u>支払依頼書</u>____を作成し、当該金融機関に送付しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>（公金の出納）</p> <p><b>第151条</b> 出納取扱金融機関は、納入通知書その他次の各号に掲げる書類（以下「納入に関する書類」という。）のいずれかに基づかなければ、公金を収納してはならない。</p>	<p>（誤払金等の<u>もどし入れ</u>____<u>手続</u>）</p> <p><b>第58条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 所属長は、第1項の規定による<u>もどし入れ</u>____の決定をしたときは、直ちに<u>誤払金等納入通知書</u>（様式第48号）を納入義務者に送付して納入の通知をしなければならない。</p> <p>（直接払）</p> <p><b>第59条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 企業出納員は、前項の規定により出納取扱金融機関に現金の支払をさせたときは、その日に、支払をさせた合計金額の<u>支払通知額等集計表</u>（様式第49号の2）を作成し、当該出納取扱金融機関に送付しなければならない。</p> <p>（隔地払）</p> <p><b>第61条</b> 企業出納員は、隔地払をするときは、隔地払通知書（様式第50号）、隔地払案内書（様式第50号の2）及び送金通知書（様式第50号の3）に<u>支払通知額等集計表</u>を添えて出納取扱金融機関に送付しなければならない。この場合において、支払場所が出納取扱金融機関以外の金融機関であるときは、出納取扱金融機関をして送金小切手により送金させるものとする。</p> <p>（口座振替による支払）</p> <p><b>第63条</b> 企業出納員は、口座振替の方法による支払をするときは、口座振替支払通知書（様式第52号）に<u>支払通知額等集計表</u>を添えて出納取扱金融機関に送付しなければならない。</p> <p>（法定控除金等の支払）</p> <p><b>第65条</b> 企業出納員は、法定控除金、後納郵便料、水道料、電話料等の支払をするときは、<u>支払通知書</u>に<u>払込書</u>等を<u>添えて</u>出納取扱金融機関に送付しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>（給与等の支払資金の口座振替）</p> <p><b>第70条の2</b> 企業出納員は、給与資金前渡担任者に給与等の支払資金を口座振替するときは、第63条の規定にかかわらず、同条に規定する<u>支払通知額等集計表</u>を送付すれば足りる。</p> <p>（公金振替書の交付等）</p> <p><b>第71条の11</b> 省略</p> <p>2 企業出納員は、前項の規定により、会計相互間において公金振替をしたときは、その日に、合計金額の<u>支払通知額等集計表</u>を作成し、当該金融機関に送付しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>（公金の出納）</p> <p><b>第151条</b> 出納取扱金融機関は、納入通知書その他次の各号に掲げる書類（以下「納入に関する書類」という。）のいずれかに基づかなければ、公金を収納してはならない。</p>

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略

2 出納取扱金融機関は、企業出納員が発行した小切手その他次の各号に掲げる書類（以下「支出に関する書類」という。）のいずれかに基づかなければ、公金を支出してはならない。

- (1)～(6) 省略
- (7) 支払依頼書

（データ伝送の方法を用いた収納手続の特例）

**第153条の2** 前条の規定にかかわらず、取扱店は、管理者が定める収入に係る公金を口座振替の方法により収納したときは、別に定めるところにより、収納に係るデータをデータ伝送の方法により総括店（令第22条の3第4項に規定する総括出納取扱金融機関を定めるときは、その総括店とする。以下この条において同じ。）に送付するとともに、当該データに係る収納金を総括店の管理者の預金口座に振替をしなければならない。

（出納取扱金融機関の払込み）

**第163条** 出納取扱金融機関は、第65条第1項の規定により払込書等の\_\_\_\_\_送付を受けたときは、直ちにその指定する納付機関に払込みをし、払込済の領収書を企業出納員に送付しなければならない。

（支払依頼書\_\_\_\_\_の作成）

**第170条** 出納取扱金融機関は、企業出納員から送付を受けた支払通知書、隔地払通知書、給与送金支払通知書、口座振替支払通知書又は公金振替書に基づいて当日の支払依頼書\_\_\_\_\_を作成し、即日企業出納員に提出しなければならない。

（証拠書類の保存）

**第174条** 出納取扱金融機関は、次に掲げる証拠書類を年度経過後5年保存しなければならない。ただし、第2号に掲げる領収書その他支払に係る証拠書類については、年度経過後10年保存しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 小切手、支払に係る公金振替書、支払取消通知書\_\_\_\_\_、領収書、隔地払通知書、口座振替支払通知書その他支払に係る証拠書類

**様式第30号**（第20条一第23条、第25条、第28条一第30条、第58条、第71条の11、第151条、第174条関係） 省略

- (1) 省略
- (2) 誤払金等納入通知書
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

2 出納取扱金融機関は、企業出納員が発行した小切手その他次の各号に掲げる書類（以下「支出に関する書類」という。）のいずれかに基づかなければ、公金を支出してはならない。

- (1)～(6) 省略
- (7) 支払通知額等集計表

**3** 出納取扱金融機関は、誤払金等納入通知書により公金を収納したときは、支出金にもどし入れをしなければならない。

（データ伝送の方法を用いた収納手続の特例）

**第153条の2** 前条の規定にかかわらず、取扱店は、管理者が定める収入に係る公金を口座振替の方法により収納したときは、別に定めるところにより、収納に係るデータをデータ伝送の方法により総括店（令第22条の4第4項に規定する総括出納取扱金融機関を定めるときは、その総括店とする。以下この条において同じ。）に送付するとともに、当該データに係る収納金を総括店の管理者の預金口座に振替をしなければならない。

（出納取扱金融機関の払込み）

**第163条** 出納取扱金融機関は、第65条第1項の規定により支払通知書に払込書等を添えて送付を受けたときは、直ちにその指定する納付機関に払込みをし、払込済の領収書を企業出納員に送付しなければならない。

（支払通知額等集計表の作成）

**第170条** 出納取扱金融機関は、企業出納員から送付を受けた支払通知書、隔地払通知書、給与送金支払通知書、口座振替支払通知書又は公金振替書に基づいて当日の支払通知額等集計表\_\_\_\_\_を作成し、即日企業出納員に提出しなければならない。

（証拠書類の保存）

**第174条** 出納取扱金融機関は、次に掲げる証拠書類を年度経過後5年保存しなければならない。ただし、第2号に掲げる領収書その他支払に係る証拠書類については、年度経過後10年保存しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 小切手、支払に係る公金振替書、支払取消通知書、誤払金等納入通知書、領収書、隔地払通知書、口座振替支払通知書その他支払に係る証拠書類

**様式第30号**（第20条一第23条、第25条、第28条一第30条\_\_\_\_\_、第71条の11、第151条、第174条関係） 省略

様式第48号を次のように改める。

**様式第48号** 削除

様式第49号の2を次のように改める。

様式第49号の2（第59条、第61条、第63条、第70条の2、第71条の11、第151条、第170条関係） 支払依頼書

# 支 払 依 頼 書

会計

作 成

支払依頼番号

様

地方公営企業法施行令第22条の3第2項の規定により  
本書記載の金額を支払いするよう通知します。



支 払 年 月 日	
-----------	--

支 払 総 額	
---------	--

	支払方法	金 額	控 除 額	差引支払額
支 払 内 訳 書				
	計			

## 附 則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 この管理規程施行の際現に発行されている改正前の愛媛県公営企業会計規程様式第48号の規定による誤払金等納入通知書は、愛媛県公営企業会計規程様式第30号の規定による納入通知書とみなす。

## 雑 報

## ○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第27号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、次のとおり指示する。

令和7年4月1日

愛媛県内水面漁場管理委員会

会長 岡 村 重 治

## 1 指示の内容

## (1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認めた場合は、愛媛県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。

## (2) 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件の全てに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものではないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

## (3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

## (4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

## 2 指示の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで